

## 第12章 一般取扱所の基準

### 第1 定義（危政令第3条第4号）

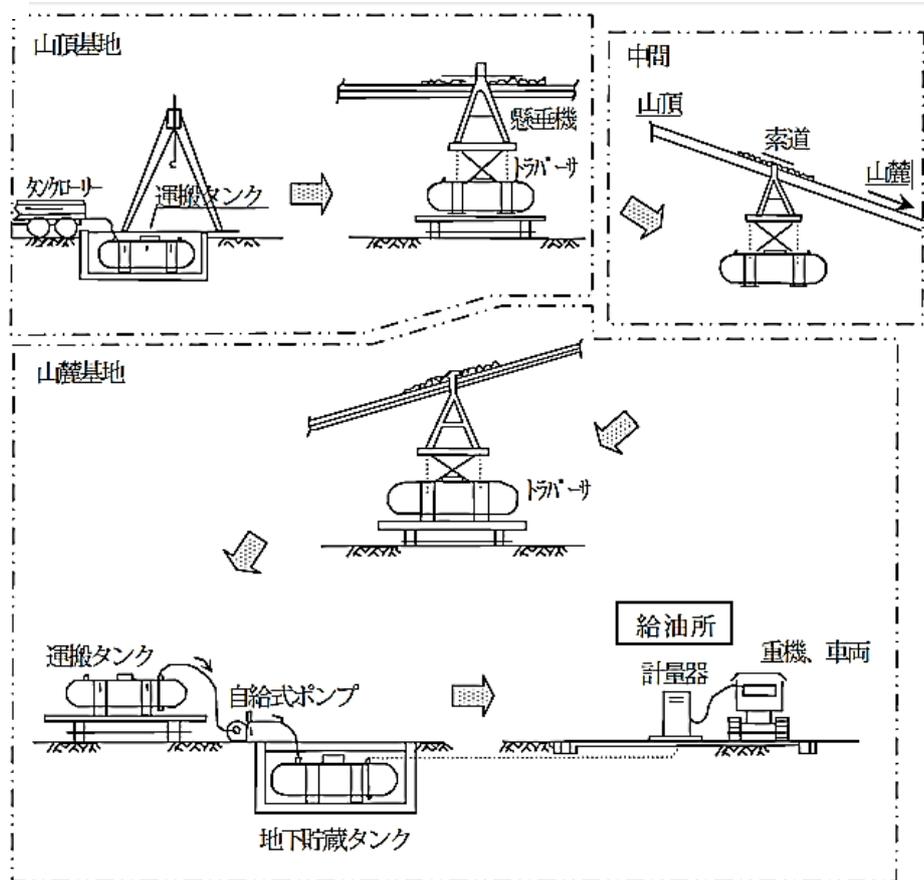
一般取扱所とは、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたもののうち、製造所、給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所以外のことをいう。（昭和34年10月10日 国消甲予発第17号）

### 第2 規制範囲、規制の形態について

#### 1 総則

- (1) 一般取扱所は、危政令第19条第2項の規定により建築物の一部に設置され、これが規制対象とされる場合（以下「部分規制」という。）以外は、原則として一棟又は連続した一連の工程が許可の範囲となる。
- (2) 建築物の内部をA、B、Cの室に区画する。A室及びB室において、接着剤を塗布する作業を行い、機械の洗浄などに指定数量以上のトルオール等使用する。C室は、放送室等で危険物の取扱いを行わない。この建築物は、一の危険物施設と解する。従って、A室及びB室における危険物の取扱数量が一日に指定数量以上となる場合は、一般取扱所として規制される。（昭和39年7月9日 自消丙予発65号質疑）
- (3) 地下タンク貯蔵所又は屋外タンク貯蔵所等から危険物を供給しボイラー室等の用途で危険物を取り扱う一般取扱所を地下タンク貯蔵所又は屋外タンク貯蔵所と一体の危険物施設として規制することは適当でなく、別々の危険物施設として規制すべきである。（昭和37年4月6日 自消丙予発第44号）
- (4) 建物内にオイルタンク、オイル清浄器、オイルクーラー等を設置し、プレス機を建物から3m離れた位置に設置する一工程の施設は、これらの設備全般にわたって一般取扱所として規制すること。（昭和56年10月7日 消防危第134号）
- (5) 鉄道トンネル工事用の重機に給油を行うため、索道により危険物を運搬する場合については、運搬タンクに危険物を受け入れる場所から自給式ポンプにより危険物を払い出す場所までが、一般取扱所に該当する。なお、運搬タンクについては当該一般取扱所における危険物を取り扱う容器として認めて差し支えないこと。（昭和58年11月30日 消防危第126号）

図



- (6) 一般取扱所として規制される印刷工場の、印刷工程において発生する有機溶剤を含む排ガスの処理設備として設置される溶剤回収装置は、当該一般取扱所に含めて規制して差し支えないこと。なお、有機溶剤の蒸気を回収して液化させる危険物の取扱いは、危険物の製造には該当しないこと。（昭和59年6月8日 消防危第54号）
- (7) 危険物（エチルアルコール）をタンクローリーで鉄道貨物駅に移送しアルコール専用の運搬車に詰め替えを行う場合は、タンクローリー、専用運搬車及び軌道の一部を含めた範囲を一般取扱所として規制できるものとする。（昭和58年11月16日 消防危第118号）
- (8) トラックターミナルにおいて危険物を運搬容器入りのままで荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みを行う場合で、荷扱場及び停留所、集配車発着場並びに荷扱場と一体の事務所を含めて一般取扱所として規制する場合は「公共トラックターミナル施設に係る危険物の規制について」（昭和57年8月11日 消防危第82号）の例によること。

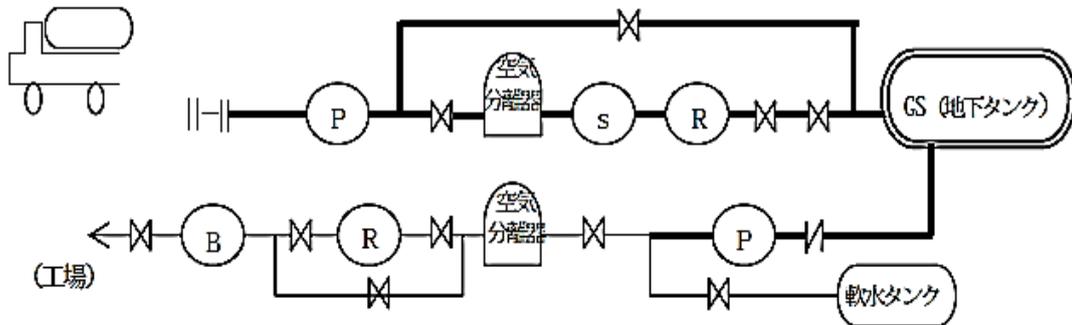
- (9) 製油所又は油槽所の構内において、第4類第1石油類又は第2石油類をドラム缶充填作業から出荷までの過程で、一時的（3日以内）に容器入りのまま野積み状態を継続して取り扱っている場合（貯蔵を目的とした場合を除く。）は、危政令第23条を適用して一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にするとともに、防火上安全な措置を講ずることとすること。

なお、貯蔵を目的とする場合は屋外貯蔵所として規制される。（昭和36年5月10日 自消甲予発第25号、昭和40年1月19日 自消丙予発第8号、昭和40年4月15日 自消丙予発第71号）

- (10) ドラム缶に危険物を充填する一般取扱所において、トラック上でドラム缶に危険物を注入することは、昭和42年6月5日 自消丙予発第35号により認めて差し支えない。
- (11) 地下タンクから移動貯蔵タンクへの危険物の注入については、昭和48年6月25日 消防予第98号によること。
- (12) トラック等の荷台上においてドラム缶から灯油を電動ポンプ等により吸引し、容器に小分け販売する行為は、当該場所における危険物の取扱量に応じ、火災予防条例による少量危険物の取扱場所又は一般取扱所として規制される。（昭和51年11月11日 消防危第87号）
- (13) 屋外の同一の場所において移動貯蔵タンクから危険物を容器に小分けし販売する場合は、移動タンク貯蔵所における危険物の取扱いとして認められるが、当該場所における危険物の取扱量により、少量危険物取扱所又は一般取扱所として規制される。（昭和51年11月11日 消防危第87号）
- (14) 海水油濁防止のための廃油処理施設の規制については、「海水油濁防止のための廃油処理施設の規制について」（昭和48年8月2日 消防予第120号）によること。
- (15) エチルアルコールを水で希釈して濃度を59%にする設備について、次図のように移動タンク貯蔵所から危険物を地下貯蔵タンクに貯蔵したのち、ポンプ設備を使用して配管中で水を混合する場合（1日1回、作業工程終了後軟水で配管・装置・地下タンク等を洗浄する）は、ポンプ設備を一般取扱所として規制し、地下貯蔵タンクを20号タンクとして取り扱う。

なお、この場合において、移動タンク貯蔵所から直接混合・希釈等の取り扱い工程を行うことはできない。また、エチルアルコールと水を配管内で混合した後の最初の受入れタンク（攪拌タンク）は、20号タンクに該当する。（昭和56年7月3日 消防危第83号）

図



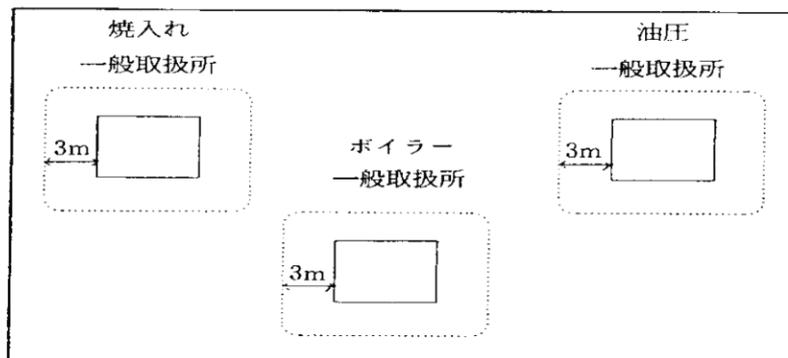
- (16) タンクローリー充填所（一般取扱所）の直上部に建築物（当該一般取扱所に関する事務所）は設けられない。（昭和49年1月7日 消防予第6号）
- (17) 動植物油の地下貯蔵タンク（動植物油の貯蔵量が10,000L以上のもの）に附属して注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等が地下貯蔵タンクの直上部に設けられており、当該注入口等の部分において1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、当該注入口等は一般取扱所となる。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (18) 動植物油の屋外貯蔵タンク（動植物油の貯蔵量が10,000L以上のもの）に附属して払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等が設けられており、当該払出口等の部分において1日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、当該払出口等は払出し先の形態に応じて、危険物施設の許可を受ける必要がある。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (19) 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン（第4類第1石油類）から水素を製造する以下の施設は、一般取扱所として取り扱うこと。（平成28年3月1日 消防危第37号）
- ア 原料となるメチルシクロヘキサンから脱水素して水素を取り出す工程を有する。  
当該工程では熱源として灯油が消費されるとともに、副産物としてトルエン（第4類第1石油類）が生成される。なお、1日に脱水素するメチルシクロヘキサンは指定数量以上である。
- イ メチルシクロヘキサン、トルエン及び灯油を貯蔵するタンクが地下に設置される。
- ウ トルエンを移動タンク貯蔵所で回収する。
- (20) 建築物に設置された全てのオイルダンパーが取り扱う危険物の数を合計した場合は、指定数量以上となる場合があるが、第3石油類又は第4石油類の危険物を取り扱うものであって、指定数量の5分の1未満の高引火点危険物でかつ、円筒状の鋼製シリンダー及びその付属部分に危険物が密封されているものは、オイルダンパーごとに一の取扱場所として差し支えない。

- (21) 工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に2m以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けた時は、それぞれ一の取扱場所としてみなす。（令和5年3月24日 消防危第63号）

## 2 部分規制の一般取扱所（危政令第19条第2項）

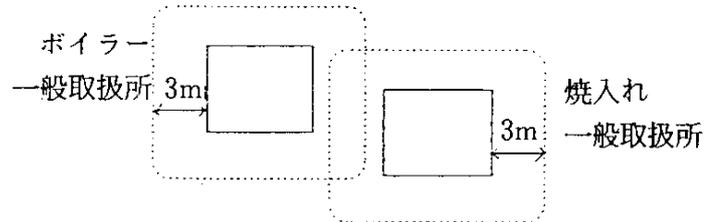
- (1) 原則として、部分規制の一般取扱所は、危政令第19条第2項第1号の一般取扱所（以下「吹付塗装作業等の一般取扱所」という。）、同項第1号の2の一般取扱所（以下「洗浄作業の一般取扱所」という。）、同項第2号の一般取扱所（以下「焼入れ作業等の一般取扱所」という。）、同項第3号の一般取扱所（以下「ボイラー等の一般取扱所」という。）、同項第6号の一般取扱所（以下「油圧装置等の一般取扱所」という。）、同項第7号の一般取扱所（以下「切削装置等の一般取扱所」という。）、同項第8号の一般取扱所（以下「熱媒体油循環装置の一般取扱所」という。）及び同項第9号の一般取扱所（以下「蓄電池設備等の一般取扱所」という。）に限られるものであること。
- (2) 部分規制の一般取扱所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。（次図参照）（平成元年7月4日 消防危第64号）

図



- (3) 部分規制の一般取扱所において、危険物を取り扱う作業工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができるものであること。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (4) 危規則第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、同条第4項第7号、第28条の60第4項第1号及び第28条の60の2第3項第1号の規定により、屋内において危険物を取り扱う設備の周囲に保有すべき空地（以下「屋内保有空地」という。）は、相互に重なってはならないものであること。（次図参照）（平成元年3月1日 消防危第14号、消防特第34号）

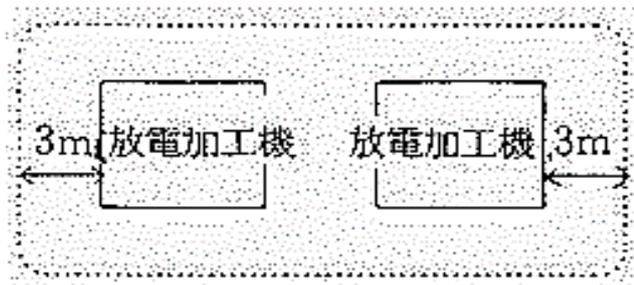
図



### 認められない例

- (5) 危険物を取り扱う機器が複数存在する場合は、複数の機器を一つの設備（一つの一般取扱所）として、その周囲に屋内保有空地を保有することをもって足りるものであること。（次図参照）（平成元年7月4日 消防危第64号）

図



複数の機器を設ける場合の空地の例

前記(4)、(5)については、設備単位の規制によるもの。

- (6) 建築物全体が危政令第19条第2項の一般取扱所の技術上の基準に適合している場合は、建築物全体を危政令第19条2項の一般取扱所とすることができるものであること。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (7) 指定数量以上10倍未満の危険物を消費する発電設備とボイラー設備を耐火構造の壁で区画されたそれぞれの専用室に隣り合わせて設ける場合、一の一般取扱所とすべきか、又は二の一般取扱所とすべきかは、設置者等の選択によることができる。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (8) 工場等区画のない作業所内において、指定数量以上10倍未満の危険物を消費するボイラー設備と指定数量未満の危険物を消費するボイラー設備とを離れた場所に設置する場合（両設備における危険物消費量の合計が10倍未満）、次のいずれかで規制しても差し支えない。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- ア 建築物全体を危政令第19条第1項の一般取扱所とする。
- イ 建築物全体を危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する。

ウ 両ボイラー設備を併せて、危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する。

エ 危険物消費量が指定数量以上10倍未満のボイラー設備のみを危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する。

- (9) 危規則第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、同条第4項第7号、第28条の60第4項第1号、第28条の60の2第3項第1号及び第28条の60の4第3項第4号に規定する危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離3m未満となる範囲に存する壁及び柱と解してよい。（平成2年3月31日 消防危第28号）

### 3 区分形態の異なる施設の併設等

(1)に掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、建築物に設けられ、かつ、指定数量の倍数の合計が30倍未満である場合、(2)に掲げる位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するものについては、危政令第23条を適用し、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(1)オ及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができる。（平成10年3月16日 消防危第28号）

#### (1) 危険物の取扱形態

ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態

イ 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態

ウ 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態

エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態

オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（引火点が100℃以上の第4類の危険物（以下「高引火点危険物」という。）のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

キ 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

#### (2) 複数の危険物取扱形態を有する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 危険物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（(1)エ及びオに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。）。

- イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1)ア又はイに掲げる取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。
- オ (1)エに掲げる取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ウに掲げる取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報を発することができる装置を設けること。
- ク 危険物を加熱する設備（(1)イ又はキに掲げる取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる構造のものとする。
- ケ (1)キに掲げる取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- コ 可燃性蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれがある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。
- サ 危規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。
- シ 危規則第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危規則第28条の57第2項第2号の基準に適合するものであること。
- (3) 吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所、ボイラー等の一般取扱所及び油圧装置等の一般取扱所の適用にあたっては、区分形態ごとの技術上の基準で規定された作業工程に係る設備以外のものは設けないこと。したがって、ボイラー設備と油圧装置等が混在している場合に、両設備を併せて危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危規則第28条の57等に定める技術上の基準を適用することはできないものであること。（平成元年7月4日 消防危第64号）

### 第3 品名、数量及び指定数量の倍数の算定

- 1 一日を単位とする指定数量の倍数が最大となる危険物に係る取扱量（消費量、通過量、停滞量等）を最大数量とする。
- 2 最大数量に係る取扱量の算定については、次によること。
  - (1) 同一の危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量のうち、指定数量の倍数の最も大きいものを取扱量とすること。
  - (2) 異なる危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量を加算したものを取扱量とすること。
  - (3) 循環系装置により、配管等で危険物を循環させて取り扱う場合は、瞬間最大停滞量を取扱量とすること。（昭和40年4月15日 自消丙予発第71号）
  - (4) 消防用設備等の非常用電源としての自家発電設備については、1日の取扱時間を2時間として算定するが、震災対策等で非常用電源として設置する自家発電設備については、実態を勘案し最大運転時間をもとに算定すること。

### 第4 貯蔵、取扱いの基準

製造所の基準 第4の例によること。

### 第5 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

製造所の基準 第5の例によること。

### 第6 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

（留意事項）部分規制の一般取扱所は、原則、著しく消火困難な製造所等となり、第3種の消火設備等を設けなければならない（危規則第33条第1項第1号）。他用途部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものは、著しく消火困難な製造所等に該当しないが、出入口や窓だけでなく、換気ダクト、煙突等の区画貫通部分も開口部と判断するので、留意すること。

#### 1 共通事項

- (1) 危規則第28条の55第2項第4号（準用する第28条の56第2項第4号及び第28条の57第2項第1号含む。）及び第28条の60第2項第3号の「延焼のおそれのある外壁」は、製造所の基準 第5 4(4)、(5)及び(6)の例によること。

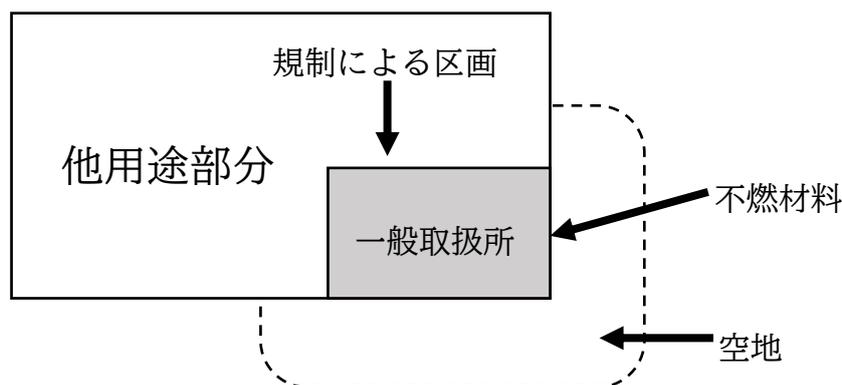
(2) 他用途部分との隔壁

ア 危規則第28条の55第2項第2号（準用する第28条の57第2項第1号含む。）及び第28条の56第2項第1号に規定する「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」は、製造所の基準 第5 1(7)の例によること。

床の場合の、「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1399号）第3第1号に適合する構造を含む。

イ アの隔壁を貫通する換気、排出設備及び給排水管等については、屋内貯蔵所の基準 第6 2(3)及び(4)の例によること。（参考：平成2年3月31日 消防危第28号）

- (3) 危規則第28条の55第2項第2号には「建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする」と規定されており、延焼のおそれが無い場合であっても下図のような構造は認められない。（平成元年7月4日 消防危第64号）  
図



- (4) 一般取扱所を隣接して設置する場合について（令和5年3月24日 消防危第63号）

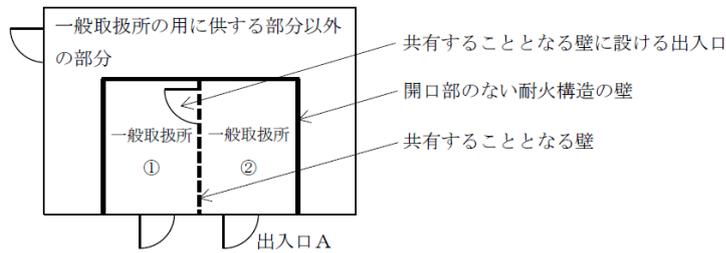
ア 隣接している2つの一般取扱所で共有する壁及び当該壁に設ける出入口の戸については、双方の一般取扱所の規制範囲となる。

イ 共有する壁は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とし、当該壁に設ける出入口は、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とする。

ウ 図のような出入口Aを設けず、一方の一般取扱所へもう一方の一般取扱所を経由しなければならない構造でも差し支えない。

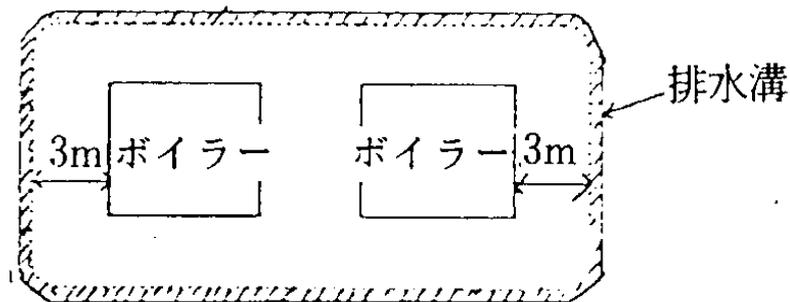
エ 共有する壁に出入口が設けられている場合でも、規則第33条第1項第1号括弧書きに該当し、著しく消火困難な製造所等には該当しない。

図



- (5) 「傾斜、貯留設備」、「採光、照明」及び「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備」については、製造所の基準 第5 7から9までの例によること。
- (6) 危規則第28条55の2第3項第3号、第28条の56第3項第2号、第28条の57第3項第2号、第28条の60第4項第2号及び第28条の60の2第3項第2号の「排水溝」は、屋内保有空地の周囲に設けること。

図



- (7) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所に設ける消火設備の特例（平成10年10月13日 消防危第90号）については、別記3第1 14によること。
- (8) 危政令第19条第1項の基準又は第2項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について、危政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。（平成10年3月4日 消防危第19号）

## 2 吹付塗装作業等の一般取扱所（危規則第28条の55）

- (1) 「吹付塗装作業等の一般取扱所」には、洗浄、含浸作業を行うものは含まないものであること。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (2) 危規則第28条の55第2項第1号の「地階を有しない」とは、当該一般取扱所の許可範囲内に地階がなければよいものであること。
- (3) 塗料等の配合室を設けるときは、次により指導すること。
  - ア 耐火構造の壁で区画すること。
  - イ 出入口には、常時閉鎖式の特定防火設備（防火戸）を設けること。

ウ 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、幅及び深さがそれぞれ10cm以上の排水溝（又は高さが10cm以上の敷居）並びに縦及び横をそれぞれ30cm以上、深さを15cm以上のためますを設けること。

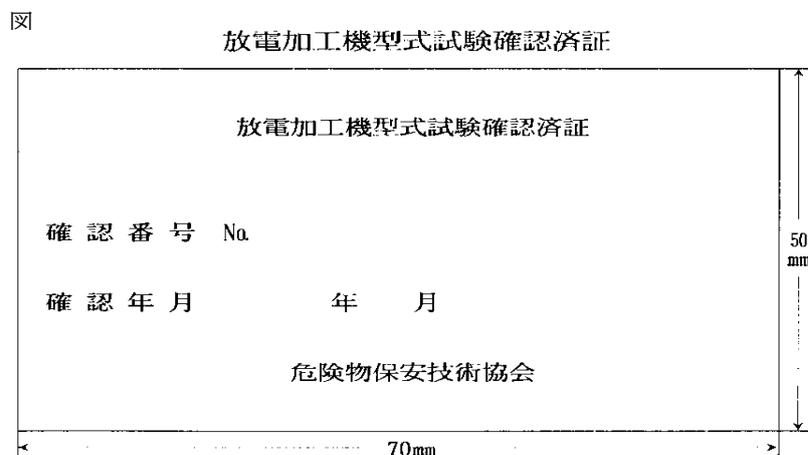
### 3 洗浄作業の一般取扱所（危規則第 28 条の 55 の 2）

- (1) 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。（平成10年3月4日 消防危第19号）
- (2) 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（平成10年3月4日 消防危第19号）

### 4 焼入れ作業等の一般取扱所（危規則第 28 条の 56）

- (1) 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危規則第28条の56第2項又は同条第3項のいずれの特例基準によることもできること。（平成元年3月1日 消防危第14号 消防特第34号）
- (2) 焼入槽には、危険物の温度が異常に上昇しないように冷却装置その他の温度調整装置を設けること。ただし、火災予防上支障がない場合は、この限りでない。
- (3) 焼入槽には、容易に操作することができる不燃材料で造ったふたを設け、又は有効に消火することができる焼入槽専用の消火設備を設けるよう指導すること。ただし、第3種の消火設備が有効に設置されているときは、この限りでない。
- (4) 放電加工機の取扱いについては、「放電加工機の取扱いについて」（昭和61年1月31日 消防危第19号）別添1の「放電加工機の取扱いの火災予防に関する基準」によること。

なお、放電加工機については、危険物保安技術協会が試験確認を行ったものに対し、「放電加工機型式試験確認済証」（次図参照）が貼付されることとなっていることから、技術基準の適合性の確認に活用できるものである。



- 備考： 1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは0.3mmとする。  
2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

5 ボイラー等の一般取扱所（危規則第28条の57）

- (1) 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危規則第28条の57第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。（平成元年7月4日 消防危第64号、平成10年3月4日 消防危第19号）
- (2) 危規則第28条の57第2項又は第3項の特例基準により設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により設置する場合にあっては、一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。（平成10年3月4日 消防危第19号）
- (3) ディーゼル発電設備は、「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に含まれるものであること。（平成元年7月4日 消防危第64号）
- (4) 熱媒体（危険物であるものに限る。）を使用したボイラー設備は、当該特例基準を適用することはできないこと。
- (5) 危規則第28条の57第2項第2号に規定する「危険物の供給を自動的に遮断する装置」は次により設けること。
  - ア サービスタンクと消費設備間については、サービスタンクの直近に設けること。
  - イ 元タンクとサービスタンク間についても設置を指導すること。  
なお、設置する場合は、元タンクの直近に設置するよう指導すること。
  - ウ 自動復旧しない構造であること。
- (6) ガスボイラー等を一般取扱所内に併設するときは、ガス漏れ火災警報設備等を設けるとともに、地震時及び停電時等の緊急時に燃料ガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。
- (7) 屋上に設置するボイラー等の一般取扱所（危規則第28条の57第4項）については、次による。
  - ア 危険物を取り扱う設備を収納する鋼製の外箱の底部（高さ0.15m以上）を危険物の漏れない構造とした場合は、危規則第28条の57第4項第3号（囲い）及び危規則第28条の57第4項第8号（傾斜、貯留設備、油分離装置）の適用については、次のとおりとすることができる。
    - (ア) 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ、貯留設備でもあるものとする。この場合、囲いの内部の傾斜はなくても差し支えないものとする。（第3号、第8号）
    - (イ) 外箱内には雨水等の浸入がないことから油分離装置は設けなくてよいものとする。（第8号）
  - イ タンク専用室を鋼製の外箱（キュービクル式）とする場合、危規則第28条の57第4項第9号及び第10号の規定によるほか、次に定めるところによること。

- (ア) 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ、貯留設備でもあるものとする。この場合、床面の傾斜はなくても差し支えないものとする。
- なお、危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危規則第13条の3第2項第1号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導すること。出入口のしきいの高さについても同様とする。
- (イ) タンク専用室の床の鋼板を屋上（建築物の耐火構造の屋根）に直接設置する場合は、耐火構造の床としてみるができる。
- (ウ) 採光及び照明の設備として、照明設備を設けること。
- (エ) 換気設備は、換気口（自然換気）で差し支えないこと。（FD、引火防止網必要）
- (オ) 蒸気排出設備を設けるときは、換気設備と兼用して差し支えないこと。
- (カ) 通気管及び排出設備の先端位置はタンク専用室の屋根上より1m以上の高さとなるよう指導すること。
- ウ 危険物を取り扱う設備及びタンクの囲いの周囲に設ける保有空地について、架台等により保有空地内に段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えない。（平成29年10月30日 消防危第216号）
- (8) ボイラー等を設置する室とは別の位置にポンプ室を設ける場合は、次によること。
- ア ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- イ ポンプ室は、上階の床を耐火構造とし、かつ、天井を設けないこと。
- ウ ポンプ室には、窓、出入口、換気及び排出の設備以外の開口部を設けないこと。
- エ ポンプ室の出入口には、随時開けることができる常時閉鎖式の特定防火設備を設けること。
- オ ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定すること。
- カ ポンプ室の床には、その周囲に高さ0.2m以上の囲いを設けるとともに、当該床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。
- キ ポンプ室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- ク ポンプ室の換気及び排出の設備には防火上有効なダンパー等を設けること。
- ケ 当該ポンプ室には、見やすい箇所に一般取扱所のポンプ室である旨及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- コ ポンプ室には、第5種消火設備を設けること。
- (9) 危険物を消費する設備の排気筒（以下「排気筒」という。）は換気の設備には該当しない。（平成29年10月30日 消防危第216号）

- (10) 耐火構造の壁及び床にて区画された危規則第28条の57第2項の特例基準による一般取扱所について、延焼防止のため、区画外の部分の排気筒周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、危政令第23条を適用して、排気筒が区画を貫通することを認めて差し支えない。（平成29年10月30日 消防危第216号）

## 6 充填の一般取扱所（危規則第 28 条の 58）

- (1) 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。（平成8年8月7日 消防危第97号）
- (2) 誤注油防止のため、次のとおり指導すること。
- ア 固定注油設備は固定給油設備等の基準（危政令第17条第1項第10号及び第11号（構造及び油種表示））に適合させるよう指導すること。
  - イ 接続する地下タンク貯蔵所は、中仕切りタンクにガソリンと灯油を隣接して入れないよう指導すること。
  - ウ ガソリンと灯油を同一の固定注油設備（ダブル型）で使用しないよう指導すること。
- (3) 危険物を取り扱う空地の周囲に設ける排水溝並びにためます及び油分離装置は、給油取扱所の基準 第5 5(1)から(4)までの例によること。
- (4) 当該一般取扱所に設けるポンプ設備は、専用の設備とすること。
- (5) 引火点が70℃未満の危険物をタンクへ注入する一般取扱所には、次に掲げる装置を設けること。
- ア タンクへ注入する設備に蓄積される静電気を除去する装置（接地による方法等）
  - イ 移動タンク貯蔵所等に蓄積される静電気を除去する装置（移動タンク貯蔵所用接地端子）
  - ウ 危省令第40条の7第1号から3号までに適合した取扱いがなされるように、注入速度を制限するための装置
- (6) 引火点が70℃未満の危険物をタンクへ注入するローディングアーム等の設備には、アルミニウム又は真ちゅう等の火花を発生しにくい材質を用いること。
- (7) タンクへ注入する設備は、危険物の過剰な注入を防止できる構造のものとする。当該構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる（タンク内の液面上昇をフロート式センサー、微圧センサー等で検出し、ポンプの停止又は電磁弁等の閉鎖等により注入を止める。）構造、1回の連続した注入量が設定値（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって4,000Lを超えない量であること。）以下に制限される構造等が考えられること。
- (8) 注入場所には、注入作業を停止できるポンプの操作スイッチを設けるとともに、異常時には、当該取扱所内のすべての注入作業を停止することができる緊急停止装置を設けるよう指導すること。

- 7 詰替えの一般取扱所（危規則第 28 条の 59）  
給油取扱所の基準によるほか、次によること。
- (1) 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。（平成8年8月7日 消防危第97号）
  - (2) 誤注油防止のため、固定注油設備には、油種の表示をするよう指導すること。
  - (3) 防火塀は一般取扱所の周囲に設けること。この場合の一般取扱所の周囲とは、固定注油設備、注油空地等の周囲をいい、注入口は防火塀の外側に設けても差し支えないこと。
  - (4) 防火塀の高さの計算にあたっては、注入口が防火塀の外側にある場合、荷卸しする移動タンク貯蔵所が防火塀の外側に停車して荷卸しする場合等は、注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災に対する計算は不要とする。
- 8 油圧装置等の一般取扱所（危規則第 28 条の 60）
- (1) 危規則第28条の60第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもでき、また、指定数量の倍数が30未満の一般取扱所については、危規則第28条の60第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。（平成元年3月1日 消防危第14号 消防特第34号）
  - (2) 危規則第28条の60第2項第6号及び第4項第3号の「危険物を取り扱うタンク」とは、危政令第9条第1項第20号に規定するタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないものであること。（昭和58年3月9日 消防危第21号）
- 9 切削装置等の一般取扱所（危規則第 28 条の 60 の 2）
- (1) 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。（平成10年3月4日 消防危第19号）
  - (2) 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（平成10年3月4日 消防危第19号）
- 10 熱媒体油循環装置の一般取扱所（危規則第 28 条の 60 の 3）  
特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（平成10年3月4日 消防危第19号）

#### 11 蓄電池設備等の一般取扱所（危規則第 28 条の 60 の 4）

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項若しくは第 3 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（平成 24 年 5 月 23 日消防危第 132 号）

危規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第 3 項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。（平成 24 年 5 月 23 日消防危第 132 号）

#### 第 7 高引火点危険物の一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

（危政令第 19 条第 3 項、危規則第 28 条の 61、第 28 条の 62）

高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所については、危政令第 19 条第 1 項、第 2 項（同項で規定されているものに限る。）又は第 3 項（危規則第 28 条の 61、危規則第 28 条の 62（充填の一般取扱所に係る基準の特例））のいずれの特例基準によることもできること。（平成元年 3 月 1 日 消防危第 14 号、消防特第 34 号）

#### 第 8 共同住宅等の燃料供給施設の一般取扱所の特例

「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成 15 年 8 月 6 日消防危第 81 号）によること。

#### 第 9 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の特例

「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（平成 11 年 6 月 2 日 消防危第 53 号）によること。（参考：平成 25 年 8 月 23 日消防危第 156 号）

「ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の火災対策について」（平成 24 年 6 月 7 日 消防危第 154 号）により消防設備等を考慮すること。